

ケアハウスあかいわ

生活の安定と豊かなシニアライフを応援します

施設の概要

設置主体／社会福祉法人 赤磐中央福祉会（理事長 岩藤知義）

所在地／赤磐市日古木 3 3 - 3

居室数／20 部屋（全個室）

居室面積／A(24.04 m²) 和室 1 部屋 B(22.06 m²) 洋室 19 部屋

トイレ・ミニキッチン・電磁調理器・洗面ユニット・クローゼット・エアコン

熱感知器・スプリンクラー・ナースコールを設置しています

協力医療機関／岩藤胃腸科外科歯科クリニック・赤磐医師会病院

入居対象者

60 歳以上の方で、自分で身の回りのことが出来る方

ホームヘルパー等の援助があれば自立した生活が出来る方

伝染性疾患がなく、かつ問題行動を伴わない方で共同生活が可能な方

利用料・その他必要経費を負担できる方

サービス内容

食事の提供：栄養士が高齢者の健康維持や嗜好を考慮して献立を作り、3 食提供します。

入浴：準天然温泉（トゴール鉱石）で入浴できます。

相談・助言：健康面や生活上の悩みについて助言や協力・ご支援をします。

緊急時の対応：緊急時には速やかに協力病院等に連絡して対応します。

外出・外泊は自由に出来ます。

利用料金（月額）

1) 生活費（食費・その他）

46,324 円（11 月～3 月のみ冬季加算が 1,960 円あります。）

2) サービスの提供に要する費用

10,000 円～別紙参照

3) 居住に要する費用

30,000 円

4) その他の費用

- * 居室内で使用された水道・電気料金は、個人の使用量に応じて自己負担となります。
- * 一時的疾病時など夜間休日介護が発生した時、30 分毎に 1,000 円必要となります。
- * 洗濯機使用料 1 回 200 円、乾燥機使用料 1 回 100 円が自己負担となります。
- * ケアハウスにて薬の預かりを希望される場合、月毎に 1,000 円必要となります。
- * 日常生活支援（銀行、買い物等の送迎）利用時、30 分毎に 1,000 円必要となります。

別 表

軽費老人ホーム ケアハウスあかいわ 利用者階層別料金表

[単位：円] 令和6年 8月より

対象収入による階層区分		利 用 料 金				
		区分	生活費	居住に要する費用	サービス提供に要する費用	計
1	1,500,000 円以下	月額	46,324	30,000	10,000	86,324
2	1,500,001 円 ～ 1,600,000 円	〃	46,324	30,000	13,100	89,424
3	1,600,001 円 ～ 1,700,000 円	〃	46,324	30,000	16,100	92,424
4	1,700,001 円 ～ 1,800,000 円	〃	46,324	30,000	19,100	95,424
5	1,800,001 円 ～ 1,900,000 円	〃	46,324	30,000	22,300	98,624
6	1,900,001 円 ～ 2,000,000 円	〃	46,324	30,000	25,300	101,624
7	2,000,001 円 ～ 2,100,000 円	〃	46,324	30,000	30,300	106,624
8	2,100,001 円 ～ 2,200,000 円	〃	46,324	30,000	35,400	111,724
9	2,200,001 円 ～ 2,300,000 円	〃	46,324	30,000	40,500	116,824
10	2,300,001 円 ～ 2,400,000 円	〃	46,324	30,000	45,600	121,924
11	2,400,001 円 ～ 2,500,000 円	〃	46,324	30,000	50,600	126,924
12	2,500,001 円 ～ 2,600,000 円	〃	46,324	30,000	57,700	134,024
13	2,600,001 円 ～ 2,700,000 円	〃	46,324	30,000	64,800	141,124
14	2,700,001 円 ～ 2,800,000 円	〃	46,324	30,000	71,900	148,224
15	2,800,001 円 ～ 2,900,000 円	〃	46,324	30,000	79,000	155,324
16	2,900,001 円 ～ 3,000,000 円	〃	46,324	30,000	86,100	162,424
17	3,000,001 円 ～ 3,100,000 円	〃	46,324	30,000	93,200	169,524
18	3,100,001 円以上	〃	46,324	30,000	130,600	206,924
11 月から 3 月までの冬期には暖房費として一人月額 1,960 円を生活費に加算します。						
但し、岡山県軽費老人ホーム設置運営要領等の改正に伴い変更を致します。						

注 1 この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

注 2 本人からの『サービス提供に要する費用徴収額』（月額）は前項表により求めた額とします。

注 3 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の 2 分の 1 をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が 150 万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの『サービス提供に要する費用徴収額』については、前項表の額から 30 パーセント減額した額とします。この場合 100 円未満は切り捨てるものとします。

注 4 月の途中で入退居した場合は、日割り計算とします。

但し、退去に当たって、30 日前までに退去届が出されていない場合は、原則として 30 日に達する日までの利用料金（居住に要する費用・サービス提供に要する費用）を請求します。

注 5 入所中、病気等で入院した場合、居住に要する費用及びサービス提供に要する費用は継続して支払い、生活費についてはその月の日割り計算とします。